

○桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金交付要綱

令和7年1月24日
告示第37号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の私立認可保育施設（以下「保育施設」という。）において、休暇促進等の働き方改革及び質の高い保育環境を確保するため、国の配置基準を超えて保育士及び幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）を雇用した場合、その人件費を補助することについて、桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる者は、市内において保育施設を運営するものとする。

(交付対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、保育施設が、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項又は桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年桑名市条例第75号）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項若しくは第47条第2項の規定に基づく保育士数を満たし、働き方改革又は質の高い保育環境の確保を目的として、保育施設の裁量により国の配置基準を超えて雇用した保育に従事する常勤職員等（日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員を含む。以下同じ。）又は非常勤職員（常勤職員等に含まれる非常勤職員を除く。以下同じ。）の人件費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、人件費の実額とし、1施設当たり400万円を上限とする。ただし、非常勤職員のみを雇用したときは、200万円を上限とする。

2 保育施設は、非常勤職員を複数名雇用する場合において、当該職員の1月当たりの勤務時間数を合計して、常勤職員等の雇用として換算することができるものとする。

3 保育施設は、桑名市保健福祉関係事業補助金等交付要綱（平成16年桑名市告示第36号）別表に定める障害児加配保育士等人件費補助金の交付を受ける場合において、常勤の加配保育士の人件費から当該補助金の額を除いた額の範囲内で、当該保育士1名につき200万円を上限に、本補助金の対象経費に含むことができるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その申請の内容を審査し、適当と認めたときは、交付の決定を行い、桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、補助金を申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(変更の承認申請)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条に規定する申請の内容を変更しようとするときは、桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金変更承認申請書兼請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更を承認すべきと認めたときは、桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。この場合において、補助金の額が増額となったときは、補助金を交付決定者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、事業の完了後又は会計年度の終了後速やかに桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 第3条に規定する配置基準を満たさなくなったとき。

(2) その他市長が不適当と認める事由が発生したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、第8条の実績報告における補助対象経費が既に交付した額に満たないとき又は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、既に交付した額の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金交付申請書兼請求書

(宛先) 桑名市長

申請者 住所
名称
代表者
電話番号

信

交付申請額（請求額）	円	
補助対象経費総額 （見込額）	人件費 （A）	円
	補助金等収入額 （B）	円
	差引対象経費 （A）－（B）	円
対象となる 保育士等の数	☐ 常勤保育士 人	
	☐ 非常勤保育士 人	
	☐ 常勤換算 （常勤換算値） 人	対象となる非常勤保育士の 1カ月の勤務時間数 （ 人・計 時間） 事業所の就業規則に定める常勤 保育士の1カ月の勤務時間数 （ 時間）
対象となる保育士等の 氏名・職種・賃金等	別紙のとおり	
対象保育士等の配置目的	別紙のとおり	
桑名市保健福祉関係事業 補助金等交付要綱別表 「障害児加配保育士等人 件費補助金」の申請につ いて	☐ 申請を行っている 常勤職員 人 非常勤職員 人 ☐ 申請を行っていない	

振込先	金融機関名		支店名	
	口座種別	1. 普通 2. 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

別紙

保育士等 氏 名			
配置期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
配置目的	☐ 障害児加配保育士		
資 格	☐ 保育士 ☐ 幼稚園教諭		
雇用形態	☐ 常勤職員 ☐ 非常勤職員（日 6 時間以上かつ月 2 0 日以上勤務） ☐ 非常勤職員（短時間） 1 週あたりの勤務日数 日 勤務時間数 時間		
人件費 見込額	支給月	支給年月日	支給額
	4 月分		円
	5 月分		円
	6 月分		円
	7 月分		円
	8 月分		円
	9 月分		円
	1 0 月分		円
	1 1 月分		円
	1 2 月分		円
	1 月分		円
	2 月分		円
	3 月分		円
	賞与等		円
	計		円
補助金等収入見込額		☐ 障害児加配保育士等 人件費補助金	円
		☐ その他の収入 ()	円

（申請者） 様

桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金実施要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

桑名市長



記

- 1 補助金の額 円
- 2 補助金の対象となる費用 手厚い保育士配置を行うための保育士人件費
- 3 補助金等の交付の条件は以下のとおりとする。
 - ① 桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
 - ② この補助金を事業の目的以外に使用してはならない。
 - ③ 補助金の使途、事業内容について、監査をすることがある。
 - ④ 補助事業が完了したとき、又は会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

様式第 3 号（第 7 条関係）

（宛先）桑名市長

住所
名称
代表者
電話番号

桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金変更承認申請書兼請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金について、下記のとおり補助事業の変更をしたいので、桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により承認を申請します。なお、変更が承認され、補助金が増額となった場合、下記のとおり請求します。

記

補助金変更申請額	
変更する日	
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

※ 変更の内容が確認できる書類を添付すること。

補助金が増額となった場合のみ記入

請求額(増額分)				
振込先	金融機関名		支店名	
	口座種別	1. 普通 2. 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

年 月 日

様

桑名市長

桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金の変更承認申請について、下記のとおり変更を受理したので、桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 変更決定額
(変更後の金額)

円
- 2 変更の内容

様式第 5 号（第 8 条関係）

（宛先） 桑名市長

住所
名称
代表者

桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度桑名市手厚い保育士配置応援事業を完了したので、桑名市手厚い保育士配置応援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

交付決定額	円	
補助対象経費（実績）	人件費実績額（総額） （A）	円
	補助金等収入額 （B）	円
	差引対象経費 （A）－（B）	円
対象となる 保育士等の数	☐ 常勤保育士 人	
	☐ 非常勤保育士 人	
	☐ 常勤換算 （常勤換算値） 人	対象となる非常勤保育士の 1カ月の勤務時間数 （ 人・計 時間） 事業所の就業規則に定める常勤 保 育 士 の 1 カ 月 の 勤 務 時 間 数 （ 時間）
対象となる保育士等の氏 名・職種・賃金等	別紙のとおり	
対象保育士等の配置目的	別紙のとおり	
桑名市保健福祉関係事業 補助金等交付要綱別表 「障害児加配保育士等人 件費補助金」の申請	☐ 申請を行っている 常勤職員 人 非常勤職員 人 ☐ 申請を行っていない	

別紙

保育士等 氏名			
配置期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
配置目的	☐ 障害児加配保育士		
資 格	☐ 保育士 ☐ 幼稚園教諭		
雇用形態	☐ 常勤職員 ☐ 非常勤職員（日6時間以上かつ月20日以上勤務） ☐ 非常勤職員（短時間） 1週あたりの勤務日数 日 勤務時間数 時間		
人件費 実績額	支給月	支給年月日	支給額
	4月分		円
	5月分		円
	6月分		円
	7月分		円
	8月分		円
	9月分		円
	10月分		円
	11月分		円
	12月分		円
	1月分		円
	2月分		円
	3月分		円
	賞与等		円
	計		円
補助金等収入額	☐ 障害児加配保育士等人件費補助金	円	
	☐ その他の収入 （ ）	円	

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)